鹿島市訓令甲第２号

鹿島市ふるさと創生基金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鹿島市ふるさと創生基金条例（平成元年条例第２号）に基づく鹿島市ふるさと創生基金を主たる財源とする、ふるさと創生事業を奨励するための助成金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（平１３訓令甲１９号・一部改正）

（平２５訓令甲６号・一部改正）

（交付の対象）

第２条　奨励金はふるさとの未来を考え、ふるさとの多様な自然・歴史・文化・産業等を生かし、次世代につなぐ地域づくりを図るため個人、団体又はグループ（以下「団体等」という。）が実施する事業に対して交付するものとする。

２　前項の事業は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団を利することとなるものであってはならない。

（平１３訓令甲１９号・一部改正）

（平２５訓令甲６号・一部改正）

（交付の額）

第３条　奨励金の額は、第２条の交付対象事業費の１００分の７０以内とし、１事業１００万円を上限として交付するものとする。ただし、市長が特に認める場合においてはこの限りではない。

（平７訓令甲１９号・一部改正）

（平１３訓令甲１９号・一部改正）

（平２５訓令甲６号・一部改正）

（交付申請）

第４条　奨励金の交付を受けようとする団体等は、鹿島市ふるさと創生事業奨励金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（平２５訓令甲６号・一部改正）

（交付決定）

第５条　市長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて鹿島市ふるさと創生事業奨励金決定通知書（様式第２号）により団体等に通知するものとする。

（平２５訓令甲６号・一部改正）

（交付申請の取下げ）

第６条　奨励金の交付の申請をした団体等は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る鹿島市ふるさと創生事業奨励金交付申請取下書(様式第３号)により市長が定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金交付の決定はなかったものとみなす。

（平２５訓令甲６号・一部改正）

（計画等の変更）

第７条　決定通知を受けた団体等が申請書の記載事項に変更(市長が認める軽微な変更を除く。)を加えようとするときは、直ちに鹿島市ふるさと創生事業奨励金変更申請書（様式第３号の２）により市長に届け出て、その承認を得なければならない。

（平２５訓令甲６号・一部改正）

（実績報告）

第８条　決定通知を受けた団体等は事業が完了したときは、速やかに鹿島市ふるさと創生事業実績報告書(様式第４号)を市長に提出しなければならない。

（平２５訓令甲６号・一部改正）

（奨励金の交付）

第９条　市長は事業が完了できたと認められる場合に奨励金を交付するものとする。ただし、その事業の完了前に交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して事前に交付することができる。

（決定の取消し）

第１０条　決定通知を受けた団体等が奨励金を他の用途への使用をしその他奨励金交付の内容又はこれに付した条件に基づく市長の処分若しくは命令に違反したときには、奨励金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は、ふるさと創生事業について交付すべき奨励金の額の確定があったあとにおいても適用があるものとする。

３　市長は第１項の規定による取消しをした場合において第５条の決定通知書により団体等に通知するものとする。

（平２５訓令甲６号・一部改正）

（返還命令）

第１１条　市長は決定通知を受けた団体等が次の各号に該当する場合は、既に交付した奨励金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

（１）この要綱に違反したとき。

（２）申請書、その他関係書類に虚偽の記載があったとき。

（３）執行状況が著しく適正を欠くと認められるとき。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２年４月１日から実施する。

附　則(平成７年訓令甲第１９号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成７年４月１日から適用する。

附　則(平成１３年訓令甲第１９号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成１４年４月１日から適用する。

附　則(平成２１年訓令甲第１号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(平成２５年訓令甲第６号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表　交付の対象となる事業及び交付の限度額

(平７訓令甲１９・全改)

(平１３訓令甲１９・削除)